

20文科初第8100号
雇児発第0331017号
平成21年3月31日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会
殿

文部科学省初等中等教育局長

金 森 越 哉

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

村 木 厚 子

認定こども園制度の普及促進について（通知）

認定こども園については、平成18年10月の制度開始以来その認定件数は着実に増えつつあるものの、更なる普及が求められています。

文部科学省及び厚生労働省においては、認定こども園制度の推進のため、認定こども園に対する新たな財政支援や両省局長級検討会で取りまとめた運用改善方策の実施等に取り組んでいるところですが、昨年10月に内閣府特命担当大臣（少子化対策）、文部科学大臣及び厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、今般取りまとめられた「今後の認定こども園制度の在り方について」を踏まえ、認定こども園制度の推進のための一層の取組を行っていくこととしています。

ついては、貴職におかれても、認定こども園の普及を図るため、下記事項について特に積極的な取組や配慮等をお願いするとともに、域内の市町村及び市町村教育委員会に対しても本通知の趣旨について十分に御周知いただくようお願いします。

記

1 認定こども園の普及促進

(1) 認定こども園の設置促進

認定こども園制度は、我が国における急速な少子化の進展並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育に対する需要が多様化していることにかんがみ、地域の実情に応じて柔軟に対応することを目的として創設された制度である。認定こども園の理念や意義は現在においてより強まっており、後述する認定こども園への財政措置の活用等により、利用者、地域の需要や認定申請の希望状況なども踏まえつつ、認定こども園の設置促進を図りたいこと。

また、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく行動計画においても、利用者の需要等も踏まえ、認定こども園の設置促進について適切な位置付けをされたいこと。

(2) 認定こども園の認定

認定こども園の認定は、小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに地域における子育て支援を総合的に提供する機能を備える施設を認定する仕組みであり、近隣の幼稚園や保育所との適正配置等、認定基準に合致しているか否かという観点とは異なる観点から認定の可否を判断されることは適当でないこと。

(3) 幼保連携型への円滑な移行促進

現在、幼保連携型、幼稚園型、保育所型及び地方裁量型という4つの類型が認められているが、認定こども園制度の理念や教育・保育の質の維持及び向上を図る観点からは、将来的には幼保連携型に集約していく方向で進めていくことが望ましいと考えられる。幼保連携型への円滑な移行を促進するため、幼稚園及び保育所の認可について、以下の点について適切な御配慮をお願いしたいこと。

ただし、まずは認定こども園の普及を目指していくことが必要であり、当面は、地域や施設の実情に応じて、他の類型に対する配慮や柔軟な対応を行われたいこと。

①幼稚園の認可

- (i) 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行について」（平成18年9月8日18文科初第592号・雇児発第0908002号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「平成18年局長通知」という。）において、社会福祉法人が、保育所と幼稚園を一体的に設置して認定こども園の認定を受けようとする場合には、私立幼稚園の設置主体として認められるよう、適切な御配慮をお願いしているところであるが、幼保連携型認定こども園への移行促進のため、保育所を設置する社会福祉法人から私立幼稚園の設置認可に関する申請があった場合には、その取扱いについて適切な対応をお願いしたいこと。

- (ii) 幼保連携型認定こども園における幼稚園の定員については、平成

18年局長通知において、幼稚園と保育所の合計定員（満3歳未満児も含む。）が現在の幼稚園認可基準に達する場合には、幼稚園の定員が10人程度の少人数であっても幼稚園の認可を行うことが認められるようお願いしているところであるが、現時点でこうした取扱いを行っていない都道府県におかれても、幼稚園認可を受けることによる質の維持・確保や、幼保連携型認定こども園については、幼稚園と保育所の定員の合計数が60人以上となる時は、保育所の定員が10人でも保育所の認可を行うことが認められることとの均衡の確保の観点等を踏まえ、柔軟な対応をお願いしたいこと。

②保育所の認可

- (i) 保育所の設置については、社会福祉法人以外の者についても認められているところであるが、幼保連携型認定こども園への移行促進のため、幼稚園を設置する学校法人から保育所の設置認可に関する申請があった場合には、その取扱いについて特に適切な御配慮をお願いしたいこと。
- (ii) 幼保連携型認定こども園における保育所の定員については、幼稚園と保育所の定員の合計数が60人以上となる時は、保育所の定員が10人でも保育所の認可を行うことを認められることを踏まえ、都道府県等においては、幼稚園や幼稚園型認定こども園が幼保連携型の認定こども園に移行する場合に適切な取扱いを行うようお願いしたいこと。また、この場合において、3歳未満児の待機児童の状況など地域の実情を十分に検討した上で、幼稚園の対象年齢も考慮して3歳以上児のみを対象とする保育所の認可などについて柔軟な対応をお願いしたいこと。
- (iii) 待機児童が顕在化していない市町村においても、潜在的な待機児童が見込まれる場合には、都道府県等は、幼保連携型認定こども園への移行を促進する観点から、認定こども園の認定を受けようとしている幼稚園等や幼稚園型又は地方裁量型認定こども園に対する保育所の認可について適切な対応をお願いしたいこと。

(4) 人口減少地域等における制度の活用

人口減少地域等においては、子どもの健やかな成長にとって適切な集団規模を確保するため、幼稚園と保育所の連携を進めることが必要であり、特に、幼稚園又は保育所の一方しかない地域においては、小学校就学前の教育・保育及び子育て支援を総合的に提供する観点から、認定こども園制度を積極的に活用されたいこと。

2 補助手続きの一本化

平成20年度補正予算において「安心こども基金」等の認定こども園に対する幼稚園・保育所の枠組みを超えた新たな財政措置が講じられるとともに、平成21年度予算において地方裁量型への地方財政措置が盛り込まれたところである。

都道府県等においては、これらの新しい財政措置を積極的に活用するとともに、その際、従来の財政措置（私学助成、保育所運営費負担金等）についても、

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2に基づく事務処理特例制度を活用して、都道府県が市町村に私学助成に係る事務の一部を委任することなどにより、可能な限り市町村を通じた窓口・申請・執行手続きの一本化を図られたいこと。

また、申請書類等についても、共通の資料については可能な限り共用化を図るなど、施設の負担が軽減されるよう対応されたいこと。

3 行政窓口の一本化等関係機関の連携

関係機関の連携協力については、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について」（平成18年9月15日18初幼教第6号・雇児保発第0915001号文部科学省初等中等教育局幼児教育課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）においてお願いしているところであるが、利用者及び施設にとって制度が利用しやすいものとなるよう、以下の取組を一層進められたいこと。なお、これらの対応のほか、幼稚園、保育所及び認定こども園等の担当部局を一元化することも考えられる（ただし、教育委員会の独立性確保の観点から、公立幼稚園に関する教育委員会の権限自体は移管できないことに留意いただきたい）。

① 利用者や施設からの相談・照会

利用者や施設からの認定こども園に関する相談や照会への対応については、都道府県及び市町村において、認定こども園に関する統一的な窓口を設置するなど、利用者や施設が担当部局間をたらい回しされないよう対応されたいこと。

また、地域においては、幼稚園、保育所や認定こども園等を通じた小学校就学前の教育及び保育並びに子育て支援が適切に提供されることが重要であり、このため、都道府県及び市町村においては、これらに係る窓口については、地域の実情に応じ一本化するなどして、利用者に対しこれらに関する十分な情報提供を行うとともに、相談や苦情に的確な対応を行われたいこと。また、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画においても、従来の幼稚園や保育所等を通じた子育て支援の体制整備に加え、認定こども園の設置促進について適切に位置付けるなど、地域の需要を踏まえ、利用者が最適な支援を総合的に受けられるよう対応されたいこと。その際、市町村と私立幼稚園との連携を強化するため、市町村における私立幼稚園を担当する部署についても明確にされたいこと。

② 認定手続き

都道府県に、市町村も含む関係部局の調整を行う総合窓口を設置するなど、施設に過剰な事務負担が生じないよう対応されたいこと。なお、「認定こども園認定申請手続き等に関する事務マニュアル」（平成21年3月31日文部科学省・厚生労働省幼保連携推進室。以下、単に「マニュアル」という。）も参考にされたいこと。

③ 補助手続き

2に記載したとおり、認定こども園に関する補助金に関する事務については、市町村を通じた窓口・申請・執行手続きの一本化を図られたいこと。

④ 指導監督等

認定こども園については、都道府県等に、就学前の子どもに関する教育、保

育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定に基づく権限以外にも、幼稚園・保育所等に関する権限や設置主体に関する権限などがあり、これらの権限に基づく事務に係る担当部局が異なることがある。このため、こうした認定こども園に関する様々な権限の行使に当たっては、施設にとって過重な負担が生じることのないよう、例えば監査はスケジュールを調整して合同で実施するなど、権限の一体的行使が行われるよう所要の調整を図りたいこと。

4 認定申請手続き等の簡素化

認定こども園の認定申請に係る手続きや運営状況報告に係る手続きについては、施設に過重な事務負担が生じないように、マニュアルを参考にし、事務の簡素化及び一本化を図りたいこと。

5 保育者の資質向上

教育・保育の質の維持・向上のためには保育者の資質向上が不可欠であると考えられる。都道府県及び市町村においては、設置者や認可の有無を問わず広く小学校就学前教育に携わる保育者が参加できるよう、関係機関で連携し、認定こども園の保育者のための研修、幼稚園教諭及び保育士の合同研修、幼稚園教諭又は保育士の研修への保育士又は幼稚園教諭の受入れ等の実施など、保育者の資質向上のための取組を一層進められたいこと。また、都道府県等においては、「安心こども基金」等を活用し、研修への参加等のために必要な支援をお願いしたいこと。